

# 事務所概要申告票

議員名 比嘉京子

## 1. 物件の所在

住所	〒903-0806 那覇市首里汀良町1-9-2	
電話番号	098-988-8770	

## 2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 [ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

比嘉京子 

賃貸人 氏名

XXXXXXXXXX 

住所

XXXXXXXXXX

# 事務所費充当状況申告票

議員名 比嘉京子

1. 事務所の状況

住所	〒903-0806 那覇市首里汀良町1-9-2
----	-------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動の拠点として稼働しており、活動の割合が明確であるため、全額を、充当とする。

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	71,000 円	家賃(月額)	71,000 円
その他	礼金 円	その他	礼金 円
	仲介手数料 円		仲介手数料 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

比嘉京子





貸貸借契約書

比嘉京子 様

政務活動のため全額充当

貸借契約継続中

全日本不動産協会

〒903-0806

沖縄県那覇市首里汀良町2丁目31番地



湯川不動産

TEL 098-887-2631  
FAX 098-887-2632

## 住宅賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、下記Ⅰ、Ⅱ及びⅢの記載  
 容（以下「表記」という。）により、住宅（以下「本物件」という。）の賃貸借契約（以下「本  
 約」という。）を締結します。

本物件の表示

名 称	仲村貸事務所	一戸建 住宅	共同住宅 1 階	号室
所在地	〒 那覇市首里汀良町1丁目9番地2			
構 造	鉄筋 コンクリート	造 / 3 階建	築	取得 1フロア ( m <sup>2</sup> )
付属施設	クーラー 1台			

賃貸人及び賃借人等

1	賃貸人 (甲)	[REDACTED]			
	建 物 者 所 有 者 (甲)と異なる とき記入	住所 〒	氏名	電話	[REDACTED]

2	賃借人 (乙)	比嘉京子					
	同居者	氏 名	生年月日	乙との関係	氏 名	生年月日	乙との関係
緊急時の 連絡先	住所 〒	氏名	電話 (乙との関係)				

3	本物件の 管理者	住所 〒	氏名	電話
---	-------------	---------	----	----

賃貸借条件

1	賃 貸 借 期 間	始期	平成 2 1 年 8 月 1 日	1 年 月 間
		終期	平成 2 2 年 7 月 3 1 日	
本物件の引渡日		年 月 日 (注)上記と異なるときは、記入する。		

賃料	月額 70,000円	付属施設使用料	月額 _____円
共益費	月額 _____円	水道料金	月額 1,000円
支払期限	毎月 _____日までに翌月分を支払います。		
支払方法	振〇込・持参 口座引落し		
振込先	金融機関名: 沖縄銀行 〇〇〇〇店		
	_____	口座番号	_____
	口座名義人: _____		
持参先	_____		
敷金	賃料の1ヶ月分相当額 70,000円		
その他一時金	賃料の _____ヶ月分相当額 _____円 名称: _____ 返還(有・無)		
更新料	新賃料の _____ヶ月分相当額 _____円		

- (注) 1. 賃料等の振込手数料は、乙の負担とします。  
 2. 1ヶ月に満たない月の賃料、共益費及び付属施設使用料は、日割計算とします。

(使用目的)

- 第1条 乙は、本物件を<sup>業</sup>にのみ使用し、これ以外の用途に供してはなりません。  
 2. 本物件の同居者は、表記に記載された者に限るものとし、その変更については、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければなりません。

(賃貸借期間)

第2条 本契約の賃貸借期間は、表記Ⅲの1のとおりとします。

(賃料等)

- 第3条 本物件の賃料、共益費及び付属施設使用料(以下「賃料等」という。)の金額並びに支払期限及び方法は、表記Ⅲの2のとおりとします。  
 2. 賃料等が、経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の類似物件の賃料等と比較して不当になったとき、甲又は乙は、賃料等の改定を請求することができます。

(敷金及びその他一時金)

- 第4条 乙は甲に対して、本契約締結までに表記Ⅲの2の敷金を預託しなければなりません。  
 2. 敷金には利息をつけません。  
 3. 前条第2項により賃料が改定されたときは、甲又は乙は、敷金について速やかにその差額を返還し、又は補填しなければなりません。  
 4. 乙は、本物件の明渡し前においては、敷金をもって本契約から生ずる債務と相殺することはできません。  
 5. 本物件の明渡しの時に、乙の賃料等の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他本契約から生ずる債務の不履行が存するときは、甲は、敷金から当該債務の額(内訳を明示する。)を差し引くことができます。  
 6. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、前項の債務額控除後の敷金を遅滞なく乙に返還しなければなりません。  
 7. その他一時金を授受する場合、乙は甲に対して、表記Ⅲの2の金額を預託又は支払わな

ければなりません。ただし、預託にかかわる金銭の取扱いは、前6項に準じます。

(遅延損害金)

第5条 甲又は乙がその相手方に対して本契約に規定する金銭の支払いを怠った場合は、その支払期限の日の翌日から支払当日まで年1割の割合による遅延損害金を付加して支払います。

(諸費用の負担)

第6条 本物件の電気、ガス、上・下水道の各料金、町会費等は、乙の負担とします。

(通知)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲又は乙は、その相手方に対して遅滞なく通知するものとします。

- ① 乙が1ヶ月以上にわたり不在となる時
- ② 表記Ⅱの2の緊急時の連絡先を変更したとき
- ③ 連帯保証人(以下「丙」という。)の住所、氏名等に変更があったとき
- ④ 乙の氏名に変更があったとき
- ⑤ 表記Ⅱの3の管理業者を変更したとき

(禁止される行為)

第8条 乙(同居者を含む。)は、本物件の使用にあたり次に掲げる行為をしてはなりません。

- ① 本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸すること(無償で同居させることを含む。)
- ② 銃砲刀剣類、火薬類、自然発火性若しくは引火性の著しい危険物その他身体又は財産に害を加えるのに使用される薬物等を製造し、貯蔵し、若しくは営業等の用に供する目的で取り扱い、又は法律で所持することを禁止されたものを所持すること
- ③ 暴力組織への加入、その関係者の出入り等その他近隣住民の平穏な日常生活を妨げ、又は反社会的と認められる活動をする事
- ④ 配水管を腐食させ、又は詰まらせる恐れのある物質を流すこと
- ⑤ ピアノその他の楽器類・テレビ・ステレオ・拡声器等から日常生活上の許容範囲を超える大音量を発すること
- ⑥ 猛獣、毒蛇等明らかに近隣に著しく迷惑を及ぼす恐れ又は危険性のある動物を飼育し又は一時的に持ち込むこと
- ⑦ 近隣住民の環境保全の妨げになる電波、騒音、振動又は悪臭を発生させること
- ⑧ 本物件に損害を与えること
- ⑨ 公序良俗に反すること

(制限される行為)

第9条 乙(同居者を含む。)は、本物件の使用にあたり、甲の承諾を得ないで、次に掲げる行為をしてはなりません。

- ① 増築、改築又は室内の修繕、塗替え、工作を伴う模様替え、敷地内における工作物の設置等を行うこと
- ② 敷地、共用部分に属する廊下又は階段等に物品を置くこと
- ③ ドア、ベランダ等に看板、ポスター類の広告物を掲示又は表示すること
- ④ 犬、猫等の小動物(近隣に迷惑を及ぼす恐れのない観賞用の小鳥、魚等は除く。)を飼育し、又は一時的に持ち込むこと
- ⑤ 大型の金庫、ピアノその他の重量物を搬入し、又は備え付けること

(契約の解除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその期間内に履行しないときは、甲は本契約を解除することができます。

- ① 第3条第1項、又は第18条に規定する金銭の支払いを怠ったとき
- ② 甲が本物件の使用規則を定め、乙（同居者を含む。）がこれに従わないとき
- ③ 前条又は第17条の規定に違反したとき
- ④ その他本契約に違反する行為であって、甲の信頼を著しく損ねたとき

2. 乙が第1条又は第8条の規定に違反した場合、又は不正な方法で本契約を締結した場合は、甲は直ちに本契約を解除することができます。

(乙からの解約の申入れ)

第11条 乙は、第2条の期間中であっても、甲に対し書面で本契約の解約を申し入れることができ、申入れがあったときは、申入日の翌月の応当日の終了をもって本契約は終了します。

2. 乙は、前項による解約申入れに代えて1ヶ月分の賃料相当額を甲に対して支払うことにより、本契約を即時に終了させることができます。

(朽腐等による契約終了)

第12条 本物件が朽腐、火災等不可抗力により使用不能となった場合には、本契約は、当然終了するものとします。

(修繕義務と費用負担)

第13条 甲は、本契約の存続期間中、本物件（共用部分、付属施設を含む。）に修繕を必要とする箇所が生じたときは、遅滞なく、甲の費用負担により修繕します。

2. 乙（同居者、来訪者を含む。）の責めに帰すべき事由により前項の修繕を必要とする箇所が生じた場合は、乙は、甲の承諾を得たうえで、自己の費用負担により遅滞なく修繕する義務を負います。

3. 乙は、本物件について修繕すべき箇所を発見したときは、遅滞なく、その旨を甲に通知します。

(明渡し)

第14条 本契約が終了したときは、乙は、その終了日迄に本物件について清掃等を行なって、原状に回復し、甲に明け渡します。

2. 前項の場合、本物件に残置物があったときは、甲が乙の費用負担によりこれを適宜の方法で廃棄処分することに、乙は予め同意します。

3. 本物件を明け渡す場合においては、乙は、甲又は甲の指定する者と協議し、その明渡しに際して立ち会う機会を与えなければなりません。

4. 乙が本物件の明渡しを遅滞したときは、乙は甲に対し、明け渡すべき期日の翌日から明渡し完了するまで1ヶ月につき賃料等の月額1.5倍の割合による金員を支払います。但し、1ヶ月に満たない月については日割計算とします。

(原状回復)

第15条 本物件の明渡しの際に汚損若しくは破損箇所がある場合において、当該箇所が通常の使用により生じる範囲を越えるとき、又は乙（同居者、来訪者を含む。）の故意若しくは過失により生じたものであることが明らかなきときは、乙は速やかに、乙の費用負担によりこれを原状に回復します。

2. 乙が前項の原状回復を怠った場合は、甲がこれを代行し、その費用を乙に負担させることができます。この場合においては、甲は、乙に対して原状回復費用の償還を請求する際に、原状回復の内容及び費用の内訳を明示します。

3. 明渡しに際して、乙は付加した造作及び設置した工作物等（甲の承諾を得たものを含む。）については取去し、甲に対し、その名目の如何を問わず、その買取り等を一切請求しません。

（立入り）

- 第16条 甲は、保守点検その他安全管理のために必要があるときは、事前に乙の承諾を得て本物件に立ち入ることができ、乙はこれに協力しなければなりません。
2. 火災等緊急の場合には、甲は、乙の承諾を得ることなく本物件に立ち入ることができ、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、乙にその旨を速やかに通知しなければなりません。

（連帯保証人）

- 第17条 丙は、甲に対し、本契約（更新後の契約を含む。）に基づく乙の甲に対する一切の債務を連帯保証します。
2. 丙が保証人としての弁済の資力を欠くに至った場合は、乙は、甲の選択に従い、従前の連帯保証人に代えて、又は従前の連帯保証人に追加して、保証人としての条件を具備した新たな連帯保証人を立てるものとします。

（契約の更新）

- 第18条 本契約の期間の満了に際して、甲は乙に対して6ヶ月前までに、又は乙は甲に対して1ヶ月前までに、本契約の更新をしない旨若しくは賃貸借条件を変更して更新する旨の通知をしないときは、従前と同一の条件で本契約を更新したものとみなします。
2. 更新料は、表記Ⅲの2のとおりとし、本契約期間の満了日までに、乙は甲に対して更新料を支払います。

（協議解決）

- 第19条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令、慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとします。

（管轄裁判所）

- 第20条 甲、乙及び丙は、本契約に基づく訴えについては、本物件の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

（特約事項）

この賃貸物件に関して、不具合等が発生した際は  
家主が対応致しますので、家主への連絡をお願い致します。



本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙及び丙は記名、押印のうえ、甲及び乙はその1通（丙はその写し。）を保有するものとします。

平成 年 月 日

貸 貸 入 (甲)	住 所 氏 名	電 話
	[Redacted]	
貸 借 人 (乙)	住 所 〒903-0806 沖縄県那覇市首里汀良町1-50-2	電 話 098-886-3661
	氏 名 比嘉 京子	
連 帯 保 証 人 (丙)	住 所 氏 名	電 話
	[Redacted]	
(媒介・代理) する 宅地建物取引業者	免許証番号: ( 沖縄県 ) 知事 大臣 ( 1 ) 第 3 7 1 4 号	事務所所在地 〒 9 0 3 - 0 8 0 6 沖縄県那覇市首里汀良町2丁目31番地
	商 号 (名称) 湯川不動産	
	代表者氏名	電 話 湯川 さつき 098-887-2631
	宅地建物取引主任者 登録番号	氏 名 [Redacted]
	[Redacted]	
(媒介・代理) する 宅地建物取引業者	免許証番号: ( ) 知事 大臣 ( ) 第 号	事務所所在地 〒
	商 号 (名称)	
	代表者氏名	電 話
	宅地建物取引主任者 登録番号 ( ) 知事 第 号	氏 名
	[Redacted]	

この書面は、宅地建物取引業法第37条に規定する書面をかねています。



¥ 69,183

(政務活動の為全額充当)

項目 ( 事務費 )

<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払の場合は、左欄の数字をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取り印をください。</p> <p>ご請求先氏名 比嘉 京子 様</p> <p>お客様番号</p> <p>2021年 4月ご請求分 金額(円) ¥6,131-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 換収③ 057454 21.4.24 ローソン首里末吉一丁目店</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払の場合は、左欄の数字をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取り印をください。</p> <p>ご請求先氏名 比嘉 京子 様</p> <p>お客様番号</p> <p>2021年 5月ご請求分 金額(円) ¥6,895-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 換収③ 057454 21.5.26 ローソン首里末吉一丁目店</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払の場合は、左欄の数字をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取り印をください。</p> <p>ご請求先氏名 比嘉 京子 様</p> <p>お客様番号</p> <p>2021年 6月ご請求分 金額(円) ¥6,122-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 換収③ 057454 21.6.26 ローソン首里末吉一丁目店</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払の場合は、左欄の数字をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取り印をください。</p> <p>ご請求先氏名 比嘉 京子 様</p> <p>お客様番号</p> <p>2021年 7月ご請求分 金額(円) ¥6,360-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 換収④ 057454 21.7.28 ローソン県立芸術大学前店</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>
--	--	--	--

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
  - 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

〒

(政務活動の為全額充当)

項目 ( 事務費 )

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局で支払の場合、金額の誤りをお知らせください。上記以外で支払の場合は切り取り取らなさい。

ご請求先氏名  
比嘉 京子 様

お客様番号

2021年 8月ご請求分

金額(円)  
¥6,204-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
換収⑤  
108223  
21.8.25  
ローソン普里久場川  
団地前店

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局で支払の場合、金額の誤りをお知らせください。上記以外で支払の場合は切り取り取らなさい。

ご請求先氏名  
比嘉 京子 様

お客様番号

2021年 9月ご請求分

金額(円)  
¥6,184-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
換収⑤  
108223  
21.9.25  
ローソン普里久場川  
団地前店

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局で支払の場合、金額の誤りをお知らせください。上記以外で支払の場合は切り取り取らなさい。

ご請求先氏名  
比嘉 京子 様

お客様番号

2021年 10月ご請求分

金額(円)  
¥6,303-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
換収⑤  
108223  
21.10.22  
ローソン普里久場川  
団地前店

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局で支払の場合、金額の誤りをお知らせください。上記以外で支払の場合は切り取り取らなさい。

ご請求先氏名  
比嘉 京子 様

お客様番号

2021年 11月ご請求分

金額(円)  
¥6,459-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
換収⑤  
108223  
21.11.24  
ローソン普里久場川  
団地前店

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

(25,180)

〒

(政務活動の為全額充当)

項目 ( 事務費 )

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払の場合には、左記の欄に補填の必要はありません。上記以外のお支払の場合は切り取り取付してください。

ご請求先氏名  
比嘉 京子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2022年 1月ご請求分  
金額(円)  
¥6,124-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 限 印  
108223  
22.1.27  
那覇市役所前  
ファミマ

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払の場合には、左記の欄に補填の必要はありません。上記以外のお支払の場合は切り取り取付してください。

ご請求先氏名  
比嘉 京子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2022年 2月ご請求分  
金額(円)  
¥6,263-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 限 印  
72155  
22.2.27  
那覇市役所前  
ファミマ

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

(12,387)

請求書兼領収証

(お客様控え)

項目(事務費)

日付時刻 2022年 4月 3日 16時14分

毎度ありがとうございます。  
この控えは大切に保存して  
ください。

お客様番号	[REDACTED]	No.	091A2RL33233	1 / 1
お客様氏名	比嘉 京子 様 (政務活動の為金額充当)			



領収印のないものは無効となります。

※月々のご利用料金をお支払い頂いた際の注意事項

万一、今回お支払い頂いた月々のご利用料金が  
重複払いとなった場合は、翌月以降のご請求分等  
に充当させていただく場合があります。

品名	数量	金額
NTTファイナンス料金3月ご請求分	1個	¥6,138
合計		¥6,138
お預かり金額		¥10,138
お釣り		¥4,000

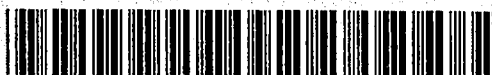
料金に関するお問い合わせ先

NTT西日本ご利用分  
0800-333-5550

ドコモショップ宜野湾上原店

沖縄県宜野湾市字上原2-7-3

TEL 0120766868



\*091A2RL33233\*



\*100101386\*



\*00006138\*

項目(事務費)

0000040 0001/0001 4FAJDN412X0000040#



KDDI株式会社  
〒163-8003 東京都新宿区西新宿1丁目1番1号 KDDIビル

903-0806  
沖縄県那覇市首里 汀良町1丁目50-2

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 4月15日

¥149,384-

(政務活動の経費に相当)

比嘉 京子 様



00000 0000040 0001/0001  
4FAJDN412X0000040#  
BS



支払証明書

証明書No. 0000000003

請求月	請求コード	お支払額(円)	うち消費税相当額(円)	収納年月日	備考
2021年 4月	0503820337	11,519	745	*****	クレジット会社決済分
2021年 5月	0503820337	14,394	1,025	*****	クレジット会社決済分
2021年 6月	0503820337	10,155	621	*****	クレジット会社決済分
2021年 7月	0503820337	10,020	609	*****	クレジット会社決済分
2021年 8月	0503820337	12,973	877	*****	クレジット会社決済分
2021年 9月	0503820337	12,746	857	*****	クレジット会社決済分
2021年10月	0503820337	13,905	960	*****	クレジット会社決済分
2021年11月	0503820337	13,041	878	*****	クレジット会社決済分
2021年12月	0503820337	12,858	867	*****	クレジット会社決済分
2022年 1月	0503820337	14,116	981	*****	クレジット会社決済分
2022年 2月	0503820337	11,318	727	*****	クレジット会社決済分
2022年 3月	0503820337	12,139	796	*****	クレジット会社決済分

合計(クレジット会社決済分除く)	0	0
合計(クレジット会社決済分)	149,384	9,943

印紙税申告済  
印紙つき新領書  
事務費承認済

上記の料金は、領収済であることを証明いたします。  
クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。  
2015年9月のご請求以降、ご請求を翌月以降に合算した場合も合算前の月を請求月として証明しております。

¥ 19,140 /

(政務活動以外も含む為半額充当)

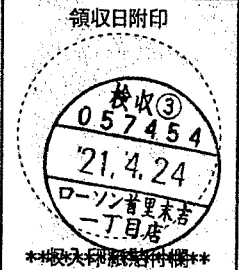
項目 ( 事務費 )

**受領書**  
(お客様控)

払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥ 1,650
番号	(91)908093-043890 0110001874737079 210430-0-001650-4
受取人	ヤフー株式会社 <span style="margin-left: 20px;">4月</span>
<small>収銀代行会社</small>	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。  
金額を訂正した場合はお取扱いできません。  
払込時のコンビニエンスストア  
収納手数料はお客様負担となります。

領収日附印



057454  
21.4.24  
ローソン青里末吉一丁目店

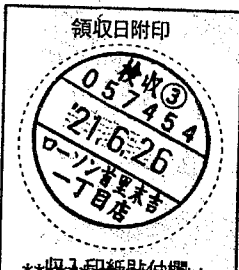
\*\*収入印紙貼付欄\*\*

**受領書**  
(お客様控)

払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥ 2,970
番号	(91)908093-043890 0110001892197944 210630-0-002970-3
受取人	ヤフー株式会社 <span style="margin-left: 20px;">5月 6月</span>
<small>収銀代行会社</small>	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。  
金額を訂正した場合はお取扱いできません。  
払込時のコンビニエンスストア  
収納手数料はお客様負担となります。

領収日附印



057454  
21.6.26  
ローソン青里末吉一丁目店

\*\*収入印紙貼付欄\*\*

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。



¥ 17,820

(政務活動以外も含む為半額充当)

項目 ( 事務費 )

受領書 (お客様控)	
払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥ 1,650
番号	(91)908093-043890110001900867407 210731-0-001650-7
受取人	ヤフー株式会社
収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等のお支払いの証ですので大切に保管してください。  
払込時のコンビニエンスストア収納手数料はお客様負担となります。

SS  
7月

領収日附印

換収④  
12140  
21.7.28  
ローソン県立  
芸術大学前店

\*収入印紙貼付欄\*

金額を訂正した場合はお取扱いできません。

受領書 (お客様控)	
払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥ 1,650
番号	(91)908093-043890 0110001909502079 210831-0-001650-8
受取人	ヤフー株式会社
収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。  
金額を訂正した場合はお取扱いできません。  
払込時のコンビニエンスストア  
収納手数料はお客様負担となります。

8月

領収日附印

換収⑤  
108223  
21.8.25  
ローソン県立  
団地前店

\*収入印紙貼付欄\*

受領書 (お客様控)	
払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥ 1,650
番号	(91)908093-043890 0110001918120683 210930-0-001650-9
受取人	ヤフー株式会社
収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。  
金額を訂正した場合はお取扱いできません。  
払込時のコンビニエンスストア  
収納手数料はお客様負担となります。

9月

領収日附印

換収⑤  
108223  
21.9.18  
ローソン菅原久場川  
団地前店

\*収入印紙貼付欄\*

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

¥

(政務活動以外も含む為半額充当)

項目 ( 事務費 )

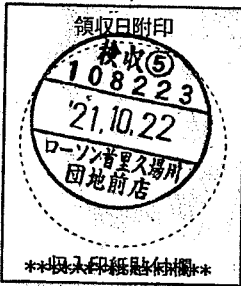
受領書

(お客様控)

払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥ 1, 650
番号	(91)908093-043890 0110001926660710 211031-0-001650-7
受取人	ヤフー株式会社
取附代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

10月

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。  
金額を訂正した場合はお取扱いできません。  
払込時のコンビニエンスストア  
収納手数料はお客様負担となります。



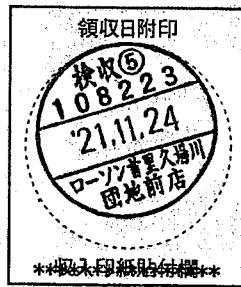
受領書

(お客様控)

払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥ 1, 650
番号	(91)908093-043890 0110001935163857 211130-0-001650-1
受取人	ヤフー株式会社
取附代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

11月

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。  
金額を訂正した場合はお取扱いできません。  
払込時のコンビニエンスストア  
収納手数料はお客様負担となります。



受領書

(お客様控)

払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥ 1, 650
番号	(91)908093-043890 0110001943640051 211231-0-001650-8
受取人	ヤフー株式会社
取附代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

12月

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。  
金額を訂正した場合はお取扱いできません。  
払込時のコンビニエンスストア  
収納手数料はお客様負担となります。



注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。

2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。

3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

¥

(政務活動以外も含む為半額充当)

項目 ( 事務費 )

受領書 (お客様控)	
払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥1,650
番号	(91)908093-043890 0110001952086876 220131-0-001650-6
受取人	ヤフー株式会社
収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。  
金額を訂正した場合はお取扱いできません。  
払込時のコンビニエンスストア  
収納手数料はお客様負担となります。

領収日附印

⑤  
108223  
22.1.27  
ローソン有楽町駅前店

※収入印紙貼付欄※

受領書 (お客様控)	
払込人	ヒガ キョウコ 様
請求金額	¥2,970
番号	(91)908093-043890 0110001977125424 220430-0-002970-8
受取人	ヤフー株式会社
収納代行会社	SMBCファイナンスサービス株式会社

上記金額正に受領しました。  
この受領書は代金等の支払いの証ですので大切に保管してください。  
金額を訂正した場合はお取扱いできません。  
払込時のコンビニエンスストア  
収納手数料はお客様負担となります。

領収日附印

③  
59559  
22.4.23  
ローソン有楽町駅前店

※収入印紙貼付欄※

- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、余白に用途の補足説明を記載して下さい。
- 2 按分による支払がある場合は、余白に按分の割合及び按分による支払額を記載して下さい。
- 3 経費の一部に政務活動費を充当した場合(按分による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

(事務費)

¥ 36,850  
政務活動のため全額充当

ASJ

20220001 号

領 収 証

比嘉京子 様 /

株式会社ASJ  
〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-16  
TEL.048-259-5100  
FAX.048-259-3700

— 記 —

領収金額: ¥3,850-			
サービス種別	単価	数量	金額
COMドメイン年間登録	¥3,500	1	¥3,500
www.higa-kyoko.com			
	小計		¥3,500
	消費税		¥350
	合計		¥3,850

2021年04月07日 上記正に領収いたしました。

(事務費)

政務活動のため全額充当

ASJ

20220002号

領 収 証

比嘉京子様

株式会社ASJ  
〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-16  
TEL.048-259-5115  
FAX.048-259-3700

— 記 —

領収金額: ¥33,000-			
サービス種別	単価	数量	金額
ASエコノミー基本料金	¥30,000	1年分	¥30,000
	小計		¥30,000
	消費税		¥3,000
	合計		¥33,000

2021年08月12日 上記正に領収いたしました。

¥ 20,877

(政務活動為の全額充当)

項目 ( 事務費 )

発行日: 2021年12月15日

領収書

比嘉 京子

¥5,368 (内消費税 ¥488)

但し 1ヶ月

代として。

支払内訳  
現金

¥5,368

10%対象

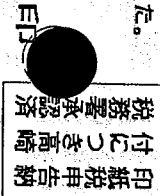
¥5,368 (内消費税

¥488)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ  
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。



税務署承認済

管理No. 2161-406-0012442

伝票No. 2161-406-091258

して下さい。



B2161406091258B

4197352010 BC1381+3805MP 381  
キャノンink 1:持帰 外10  
¥4,880

ベスト電器天久店

発行日: 2021年09月13日

領収書

比嘉 京子

¥6,780 (内消費税 ¥616)

但し 1ヶ月

代として。

支払内訳  
カード

¥6,780

10%対象

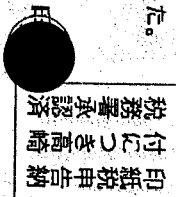
¥6,780 (内消費税

¥616)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ  
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。



税務署承認済

管理No. 2161-406-0011513

伝票No. 2161-406-084868



B2161406084868B

4197352010 BC1381+3805MP 381  
キャノンink 1:持帰 外10  
¥5,164  
4197381010 BC1381GY 381  
キャノンink 1:持帰 外10  
¥1,000

ベスト電器天久店

- 注1 自動販売機利用
- 注2 按分による
- 注3 経費の一部



(政務活動為の全額充当)

項目 ( 事務費 )

比嘉京子様 領収証

¥590-

2022年02月19日 (土)

上記正に領収しました (消費税等 53円を含みます) 株式会社) 那覇市松尾1-9-49 \*印は軽減税率8%対象商品です 下900-0014 無印良品 天久店代として TEL: 098-941-1164 財布等で保管載く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 7003-5330-4048

発行日: 2022年02月13日

領収書

比嘉京子様

代として

¥3,897 (内消費税 ¥354)

但し イヤク

支払内訳

現金 ¥3,897

10%対象

¥3,897 (内消費税

¥354)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマトンキ 群馬県高崎市栄町1-1

\*印刷面を内側に折って保管願います。

\* 領収証詳細 \* 2022年02月19日(土)17:17 7003

実No 484910内★無印一般品 ¥590 合計 ¥590 (内税10%商品 ¥590) (内税10 ¥53) (税合計 ¥53) お買上点数 1点

説明を記載 2) 按分によ る場合を除

番号:XXXXXXXXXX 付与ポイント合計 (通常付与ポイント) 利用ポイント 利用可能ポイント 本日付与されたポイントは2~3日目以降に反映されます。 が無効の場合、 は貯まりません。 詳細はtsite.jpにて ご確認下さい。 店No01804

管理No. 1054-407-0028836

伝票No. 1054-407-286161

印紙税申告 付しきり 税務署承認済



4197377013 BCI381S+380S5MP 381 1:持帰 外10 ¥3,543

YAMADA web.com

- 注1 自動販売機利用 2 按分による 3 経費の一部



¥

(政務活動為の全額充当)

項目 ( 事務費 )

発行日:2022年03月04日

金額引書

比嘉 京子

代表

¥2,662 (内消費税 ¥242)

但し イソク

代として。

支払内訳  
現金

¥2,662

10%対象

¥2,662(内消費税

¥242)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ  
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。



印

管理No. 2161-406-0013172

伝票No. 2161-406-097078

補足説明を記載して下さい。

合及び按分による支払額を記載して下さい。

による場合を除く。)は、余白に充当額を記載して下さい。

注1 自動販売機

2 按分に

3 経費の

印紙税申告  
付に消費税  
控除承認済



B2161406097078B

4197375019 BC1380GBK 381  
キャノンク 1.持帰 外10

1,210 × 2 ¥2,420

ベスト電器天久店



雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(令和3年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
5月3日	29,500	0	0	29,500		全額
6月5日	39,180	0	0	39,180		全額
7月3日	39,180	0	0	39,180		全額
8月1日	36,480	0	0	36,480		全額
9月4日	36,480	0	0	36,480		全額
10月9日	36,480	0	0	36,480		全額
11月6日	32,200	0	0	32,200		全額
12月4日	32,200	0	0	32,200		全額
1月8日	34,900	0	0	34,900		全額
2月5日	36,480	0	0	36,480		全額
3月5日	33,780	0	0	33,780		全額
4月5日	29,500	0	0	29,500		全額
合計	416,360	0	0	416,360	✓	

¥ 417,916

(政務活動為の全額充当)

項目 ( 人件費 )

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名  
沖繩労働局

※取扱庁番号  
00075679

※CD  
5

※証券受領  
全部一部

※取扱い番号  
0847

※令和  
03

労働保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 番号	※CD	※証券受領
47101	01	038415	000	5	全部一部	

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9) ※課税年度(元号:令和は9)  
 1 年課税 (金額又は1期)  
 2 年課税 (金額又は1期)

※収納区分  
62

※内証券受領  
円

納付の目的  
1. 令和  3 年度  1 期  
2. 令和  2 年度  2 年確定

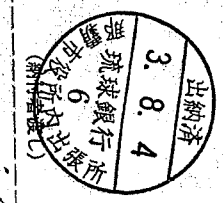
(住所) 〒903-0806 那覇市  
首里汀良町  
1-9-2  
(氏名) ひが 京子事務所  
比嘉 京子  
08-E011701 AA1A47R015548#  
47101038415-000 0015548

納付の場所  
日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内	記	値		千		百		十		円	
		千	百	千	百	千	百	千	百	十	円
労働保険料	+			4	1	5	4	8			
一般拠出金	+			4	1	5	5	6			
納付額 (合計額)				4	1	5	5	6			

あて先  
〒900-0006  
那覇市  
おもろまち2丁目1番1号  
那覇第2地方合同庁舎3階  
沖繩労働局

労働保険特別会計歳入徴収官  
上記の合計額を領収しました。  
領収日付等



- 注1 自動販売機利用等で、必要な場合は、
- 2 按分による支払がある場合は、余
- 3 経費の一部に政務活動費を充当し

統一様式-④

令和 3 年度 雇用職員申告票

議員名 比嘉 京子

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和3年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

比嘉京子



勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿    タイムカード    その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。


勤 務 実 態 申 告 票

【議員名 比嘉京子】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政 務 活 動 に 係 る 職 務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整 等	40%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	3%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配付 等	7%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成 等	5%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	5%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成 等	5%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	35%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	・政党との連絡調整 ・後援会の名簿管理	0%

令和3年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 比嘉京子 

被雇用者 

統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	生年月日
住 所	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇 用 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
主 な 就 業 場 所	那覇市首里汀良町 沖縄県議会議員 ひが京子事務所
主 な 職 務 内 容	政務活動に係る事務補助
就 業 時 間	8:00～17:00 必要に応じその都度相談。
休 日	特に定めない。
給 与 ( 賃 金 )	時給 900 円 交通費別途支給
支 払 方 法	毎月末締め切り 翌月1日支払
支 払 方 法	直接払い
備 考	就業時間は必要に応じ相談する。
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和3年 4月 1日

雇 用 者 氏 名 比嘉 京子 印

被雇用者 氏名 印

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

令和3年度

出 勤 簿

氏名

《政務活動のため全額充当》

月日	曜日	勤務時間帯	休憩時間	実働時間	時給	交通費	支給	月額
4月3日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	4月分 29,500
4月4日	日	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
4月10日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
4月17日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
4月24日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
5月3日	月	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	5月分 39,180
5月15日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
5月16日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
5月23日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
5月29日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
5月30日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
6月5日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	6月分 39,180
6月12日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
6月13日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
6月19日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
6月20日	日	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
6月27日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
7月3日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	7月分 36,480
7月4日	日	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
7月10日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
7月17日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
7月25日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
7月31日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
8月1日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	8月分 36,480
8月7日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
8月15日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
8月22日	日	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
8月28日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
8月29日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
9月4日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	9月分 36,480
9月11日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
9月12日	日	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
9月18日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
9月19日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
9月25日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	

217,300



# 人件費

令和3年度

## 出勤簿

氏名

《政務活動のため全額充当》

月日	曜日	勤務時間帯	休憩時間	実働時間	時給	交通費	支給	月額
10月9日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	10月分 32,200
10月16日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
10月23日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
10月30日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
10月31日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
11月6日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	11月分 32,200
11月7日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
11月13日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
11月27日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
11月28日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
12月4日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	12月分 34,900
12月5日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
12月12日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
12月18日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
12月19日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
1月8日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	1月分 36,480
1月9日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
1月15日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
1月22日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
1月23日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
1月29日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
2月5日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	2月分 33,780
2月6日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
2月13日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
2月19日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
2月20日	日	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
2月26日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
3月5日	土	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	3月分 29,500
3月6日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
3月12日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
3月26日	土	13:00~17:00	0	4	900	680	4,280	
3月27日	日	10:00~18:00	1	7	900	680	6,980	
								199,060
								217,300
								416,360